			Ⅱの地域		
			10種地	0.001940	−1.4760
			9種地	0.002180	−1.7040
			8種地	0.001880	−1.4340
			7種地	0.001380	−1.0090
			6種地	0.001460	−1.0730
			5種地	0.000840	−0.6080
			4種地	0.000180	−0.1460
			3種地	0.000160	−0.1340
			2種地	0.000067	−0.0875
			1種地	0.000051	−0.0819
			普通態容補正（面積）		
			1級地		0.075
			2級地		0.060
			3級地		0.057
			4級地		0.046
			5級地		0.039
			6級地		0.021
			7級地		0.011
			無級地		−0.002
			寒冷補正（給与差）		
			4級地		0.005
			3級地		0.007
			2級地		0.007
			1級地		0.008
			無級地		0.000
七　災害復旧費		災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正		
			公共災害復旧事業債		1.00
			単独災害復旧事業債		0.50
			地盤沈下等対策事業債		0.60
			緊急治山等事業債		0.60
			激甚災害対策特別緊急事業債		0.60
			特殊土壌対策事業債		0.60
			鉱害復旧事業債		0.60
			小災害債 公共土木施設等小災害債		0.50
			小災害債 農地等小災害債		1.05
			法第13条第11項の補正		
			その団体の指数が100に満たないもの		
			その団体の指数		1.00
			その団体の指数が100以上のもの		
			100		1.00
			100を超え200までの数		1.03
			200を超え300までの数		1.10
			300を超え400までの数		1.15
			400を超え500までの数		1.20
			500を超え700までの数		1.29
			700を超え1,000までの数		1.41
			1,000を超え1,500までの数		1.58
			1,500を超え2,000までの数		1.76
			2,000を超え2,500までの数		1.90
			2,500を超え3,000までの数		1.98
			3,000を超え3,500までの数		2.04
			3,500を超え4,000までの数		2.08
			4,000を超え5,000までの数		2.10
			5,000を超える数		1.80
八　補正予算債償還費		昭和59年度から平成10年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正		
			⑴　昭和61年度補正予算債		0.413
			⑵　昭和62年度補正予算債		0.975
			⑶　平成４年度補正予算債		1.000
			⑷　平成５年度補正予算債		1.000
			⑸　平成６年度補正予算債		1.000
			⑹　平成７年度補正予算債		1.000
			⑺　平成８年度補正予算債		1.000
			⑻　平成９年度補正予算債		1.000
			⑼　平成10年度補正予算債		1.000
		平成11年度から平成14年度まで及び平成16年度から平成26年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正		
			⑴　平成11年度補正予算債		
			ア　平成11年度市場公募都市に係るもの		1.000
			イ　平成11年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		0.959
			⑵　平成12年度補正予算債		
			ア　平成12年度市場公募都市に係るもの		0.991
			イ　平成12年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.046
			⑶　平成13年度補正予算債		
			ア　平成13年度市町村77.5％分		
			⑺　平成13年度市場公募都市に係るもの		0.967
			⑴　平成13年度市場公募都市以外の市町村に係るもの		1.037